

## 粉じん障害防止規則及びじん肺法施行規則の一部を改正する省令案（概要）

平成 23 年 11 月  
労働基準局安全衛生部

## 1 趣 旨

中央労働災害防止協会労働衛生調査分析センターによって平成 19 年度から平成 21 年度にかけて行われた屋外のアーク溶接作業及び金属等の研ま作業の粉じん濃度の調査については、平成 22 年 3 月に「平成 21 年度屋外のアーク溶接作業等に係る粉じんばく露防止対策等報告書」が取りまとめられた。

当該報告書は、平成 23 年 10 月 26 日に開催された第 11 回労働政策審議会安全衛生分科会じん肺部会（以下「じん肺部会」という。）に報告され、屋外のアーク溶接作業及び岩石の穿孔作業等について、有効な呼吸用保護具の着用が必要であるとの意見が示されたところである。

今般、上記の報告書の内容及びじん肺部会の意見を踏まえ、粉じん障害防止規則（昭和 54 年労働省令第 18 号。以下「粉じん則」という。）及びじん肺法施行規則（昭和 35 年労働省令第 6 号。以下「じん肺則」という。）に定める粉じん作業の範囲等に関する事項について、所要の改正を行うもの。

## 2 省令案の内容

## (1) 粉じん則の一部改正

## ①労働者の健康障害を防止するための措置を講じる粉じん作業の範囲の拡大

現在は「屋内、坑内又はタンク、船舶、管、車両等の内部に」おけるものに限定されている「金属を溶断し、アーク溶接し、又はアークを用いてガウジングする作業」のうち、金属をアーク溶接する作業（※）について、「屋外」において行うものにまで範囲を拡大すること。（別表第 1 関係）

※「アーク溶接」とは、熱源にアーク（2つの電極間での放電）を用いる溶接法の総称である。

## ②呼吸用保護具の使用が必要な粉じん作業の範囲の拡大

ア 現在は「屋内又は坑内に」おけるものに限定されている「手持式又は可搬式動力工具を用いて岩石又は鉱物を裁断し、彫り、又は仕上げする作業」について、「屋外」において行うものにまで範囲を拡大すること。（別表第 3 関係）

イ 現在は「屋内、坑内又はタンク、船舶、管、車両等の内部に」おけるものに限定されている「金属を溶断し、アーク溶接し、又はアークを用いてガウジングする作業」のうち、金属をアーク溶接する作業について、「屋外」において行うものにまで範囲を拡大すること。（別表第 3 関係）

## ③その他所要の改正を行うこと。

(2) じん肺則の一部改正

①じん肺にかかるおそれがあると認められる粉じん作業の範囲の拡大

現在は「屋内、坑内又はタンク、船舶、管、車両等の内部に」おけるものに限られている「金属を溶断し、アーク溶接し、又はアークを用いてガウジングする作業」のうち、金属をアーク溶接する作業について、「屋外」において行う場合にまで範囲を拡大すること。(別表関係)

②その他所要の改正を行うこと。

3 公布日等

(1) 公布日：平成 24 年 1 月（予定）

(2) 施行日：平成 24 年 4 月 1 日（予定）